

交流館の利用について

交流館登録団体の方 (減免団体・定期利用登録団体)	事業者の方	非営利法人、一般利用の方
<p><input type="checkbox"/>通常のグループ活動</p> <p>利用できます (通常料金)</p>	<p><input type="checkbox"/>社内活動 (会議・研修) の場合</p> <p>市内事業者→利用できます (3倍料金) 市外事業者→利用できません</p>	<p><input type="checkbox"/>営利的行為を伴わない場合</p> <p>利用できます (通常料金)</p>
<p><input type="checkbox"/>不特定多数を対象に営利的行為を行う場合</p> <p>利用できます (3倍料金)</p> <p>実費のみを徴収する場合 (収益のない場合) は 非営利扱いとなります。</p>	<p><input type="checkbox"/>不特定多数を対象に営利的行為を行う場合</p> <p>利用内容をお伺いします。 窓口へお問い合わせください。</p> <p>各交流館で設置目的・地域の公益に合うか判断し、 利用の可否をお知らせします。(3倍料金)</p>	

交流館では、宗教に関する学習活動は利用できますが、
布教活動や他の利用者に迷惑となる儀式・祭礼での利用はできません。

不特定多数の例：広く募集する事業等。事前申込、不特定多数に会員登録の機会があり、その会員向けに行われる事業を含む。
営利的行為の例：物品販売、入場料 (参加費) を徴収する催し、
有償サービスの提供、宣伝 (商品説明、勧誘) など